

## 議案第1号

### 港区行政手続条例の一部を改正する条例について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「一括法」といいます。）の施行による行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」といいます。）の一部改正を踏まえ、聴聞等の通知に係る公示送達の方法を変更するため、港区行政手続条例（平成8年港区条例第29号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

#### 1 背景

令和4年6月、国のデジタル臨時行政調査会により「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、書面掲示をはじめとする行政による代表的なアナログ規制の見直しが必要であるとされました。

これを踏まえ、法については、聴聞等の通知に係る公示送達の方法をインターネットによる公表等とする改正が行われました。

#### 2 法と条例の関係

地方公共団体が行う処分等のうち、条例等に基づくものについては、法の適用が除外され、代わりに、法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずる努力義務が課されています。

当該努力義務を受け、区では、法と同様の規定を定めた条例を制定しています。

#### 3 条例の改正内容

法の改正の趣旨を踏まえ、不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合における「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の通知に係る公示送達の方法を、以下のように変更します。

**現行**： 掲示場での書面の掲示のみ

**改正後**： 「区規則で定める方法（インターネットによる公表を想定）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと」に加え、①又は②のどちらかを実施

- ① 掲示場での書面の掲示
- ② 事務所に設置したパソコン画面での表示

#### 4 施行期日

令和8年5月21日（一括法の施行日と同日）

港区行政手続条例新旧対照表

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(前略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁</p> | <p>(前略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> |

が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(中略)

(続行期日の指定)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法につ

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(中略)

(続行期日の指定)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用す

いて準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(中略)

(聴聞に関する手続の準用)

第二十九条 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、同条第四項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「第二十八条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第四項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第四項後段」と読み替えるものとする。

(後略)

付則

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

る。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(中略)

(聴聞に関する手続の準用)

第二十九条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

(後略)

2|

この条例による改正後の港区行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。